#### を 玉 更新 健康保険高齢受給者 します 証

るときは、 すので、8月以降に病院等にかか 受給者証を7月下旬にお送りしま 31日が有効期限です。新しい高齢 口で提示してください。 上の方の『高齢受給者証』は、 玉 民健康保険に加入する70 更新後の受給者証を窓 7 月 歳 以

です。 期高齢者医療制度の適用となる方 は、有効期限が誕生日の前日まで 有効期限は平成23年7月31日です。 受給者証は、1年ごとに更新で、 それまでの間に75歳に達し、後

年3月31日までは1割)』としてい 齢受給者証の表記を『2割(平成23 せん)そのため、1割負担の方の高 ます。(3割負担の方は変更ありま なる予定でしたが、この見直しが 年4月から2割負担に引き上げと 歳以上で1割負担の方は、 日までは引き続き1割負担となり 1年間凍結され、 なお、医療制度の改正により、 ·平成23年3月31 、 平 成 22

# ◆国保被保険者で3割負担になる方 原則として、同じ世帯の国保

者医療制度に加入された方を含 る場合は3割負担となります。 そのうち1人でも住 被 者には別途通知をしています) 520万円未満の世帯は申請に 合は、その方々の収入の合計が めた70歳以上の方が複数いる場 0  $\mathcal{O}$ より1割負担となります。(該当 得が145万円以上の方がい 場合は、収入が383万円未 ただし、70歳以上の方が1人 所得や収入により判定され、 保険者 国 民健康保険から後期高齢 のうち、70歳以 民税の £ 0 方

## 更新対象者

和 15 となりますので、更新対象者と 8月1日から新たに高齢受給者 月2日~昭和15年7月1日生) で70歳~74歳の方(昭 同様に7月下旬に高齢受給者証 なお、昭和15年7月2日~昭 幕別町国民健康保険の加入者 年8月1日生まれの方は、 和10年8

問い合わせ先 係(食【幕】54-6602) 町民課国保医 療

をお送りします。

#### 医療制度

後期高 医療費通知の送付を希望(減額認定書を送ります) 齢 者医 療制 度 0 お 知らせ

送付を希望される方へ)

### 減額認定証

ものです。 療費や、食事代などの自己負担課税世帯の方が入院した際の医 限度額を軽減するために必要な 担額減額認定証)は、 減額認定証 (限度額適 住民税非 用·標

今まで使っていた減額認定証は、 となり、8月以降は使えなくな 8月以降使えませんので、破 1日からご使用ください。また、 定証をお送りしますので、8月 ります。7月中に新しい減額認 は、7月31日で有効期限が満了 してください。 現在使用している減 **瀬認定** 証

色です。 なお、減額認 定証 0 用 紙 は橙

己負担限度額までとなります。ことで、入院時の医療費が自ん。「被保険者証」を提示する方は、認定証は必要ありませり、住民税課税世帯になった に注意ください 平成21年中の所得判定

### 医療費通知

変更となりました。 ましたが、平成22年度から発行 を希望される方のみへの送付 方に「医療費通知」を送付してい これまで、対象となる全て

ご連絡ください。 る方は、次の問い合わせ先まで 今後も医療費通知を希望さ れ

すでに「送付を希望する」連絡を 連絡の際には、被保険者番号 した方は、再度の連絡は必要あ わかるものを用意してください。

## 問い合わせ先

りません。